

ガ ス 税	電気税と同じ趣旨、税率 2%。免税点 1 か月料金 1,000 円以下
鉱 産 税	鉱物の採掘事業を行う鉱業者に対して、鉱物の山元における販売価格を課税標準として、原則として 1%の標準税率で課税する。 本町においては該当者なし。
木 材 取 引 税	素材の取引行為に対して課税されるもので、立木の伐採後の最初の引取者に対し、素材生産地の町村が同一素材に対し 1 回限り課税する。課税標準は素材の山元価格、あるいは素材の容積の何れにするかは市町村の条例で定める。本町は山元価格、税率 2%。
特 別 土 地 保 有 税	土地投機の抑制と土地供給の促進を図るため創設されたもので、土地の所有に対して課税する。課税客体は昭和 44 年 1 月 1 日以降に取得した土地に課する。課税標準は土地取得価格で、税率は 1.4%

以上普通税。

入 湯 税	この税収入は、鉱泉浴場所在の市町村の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設などの整備に充てる。 納税義務者は入湯客で標準税率は 1 人 1 日 150 円。 本町は該当なし。
国 民 健 康 保 険 税	国民健康保険を行う市町村は国民健康保険に要する費用を充てる為、被保険者である世帯主に課税する。

以上目的税

③ 課税制度について

現在の課税制度は、申告納税制度を基本としている。自らの申告によって税金を決定し納税するものである。以前は賦課課税制度による納税方式であった。